

令和6年11月1日

組合員・利用者の皆様

令和6年5月に発生した不祥事件に対する再発防止策について

当組合では、令和6年5月30日に推進上の禁止行為という共済事業に係る不祥事件が発生しておりますが、当該不祥事件につきましては、所管行政庁へ届出を行っており、また、所管行政庁の指導の下、下記の再発防止策に取り組んでおります。

今後は、このような事案を発生させることのないよう、令和6年3月1日に策定した「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆様に対して、誠実・公正に業務運営を行ってまいります。

記

1. 知識の再確認

(1) 職場内勉強会でのコンプライアンス勉強会の継続実施

毎月、全事業所において、コンプライアンス・マニュアル「第5章 日常業務における留意事項」による勉強会をディスカッション方式で実施し、不祥事発生リスク等に関する知識を高める取組みを継続して実施します。

(2) LA月例会での適切な推進活動の徹底

既の実施しているLA月例会において、適切な推進活動の強化を図るため、令和6年8月より全LAを対象に「個人年金保険料控除等にかかる勉強会」を年1回以上実施し、誤った説明が行われることのないよう徹底しています。

2. 共済推進活動にかかるルールの再徹底

推進活動にかかるルールを徹底させるため、令和6年8月より以下の再発防止策に取り組んでいます。

(1) 組合員・利用者の意向把握、意向確認実施を徹底するため、全LAを対象に「共済推進契約締結マニュアル」を活用した事例に基づく勉強会を毎月実施します。

(2) 組合員・利用者から共済商品の質問があった際に当該商品に関する知識が十分でないと感じた場合は即答せず回答を留保し持ち帰ること、税務申告等にかかる内容は専門家への相談を促すことを徹底します。

3. 知識・スキル・ルール定着度の確認

全LAを対象に毎月、支店管理者（支店長、共済役席者）やLAインストラクターを相手役とする、チェックシートを活用した年金共済のロールプレイングを実施し、上記1. 2. の知識やスキル、ルールの定着度合を確認しています。

以上

大井川農業協同組合